審 査 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名:銃砲刀剣類所持等取締法

根 拠 条 項:第9条の16第2項

処 分 概 要:クロスボウ射撃資格認定証の書換え又は再交付

原権者 (委任先): 兵庫県公安委員会

法 令 の 定 め:

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項(猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会)、第9条の16第2項

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条(届出及び申請の手続)、第82条の3(クロスボウ射撃資格認定証の書換え又は再交付の申請)

審 査 基 準:

標準処理期間:3日以内(書換えにあっては1日以内)

申 請 先:申請書は、あなたの住所地を管轄する警察署の許可等事務を担当

する生活安全担当課窓口に提出してください。

問い合わせ先:兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター

許可第三係 (078-341-7441 内線3415)

備 考: